

第28回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）

1 実施日時

平成29年5月26日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

① 地裁委員会委員

出席者 池田 聡介（佐賀地方裁判所武雄支部長）
大坪 正幸（学識経験者委員）
大山 輝幸（佐賀地方検察庁次席検事）
北村 寛典（学識経験者委員）
志田 正典（学識経験者委員）
瀧華 聡之（佐賀地方裁判所長）
西岡 正博（学識経験者委員）
仁部 和浩（学識経験者委員）
鷺崎 ゆみ子（学識経験者委員）

② 家裁委員会委員

出席者 秋本 昌彦（佐賀家庭裁判所判事）
滝口 真（学識経験者委員）
瀧華 聡之（佐賀家庭裁判所長）
田口 香津子（学識経験者委員）
多々良 たまえ（学識経験者委員）
牧瀬 稔子（学識経験者委員）
山口 あきこ（佐賀地方検察庁三席検事）
山口 聰子（学識経験者委員）

力 久 尚 子（佐賀県弁護士会弁護士）

(2) 説明担当者

佐賀地方裁判所 不破大輔判事

佐賀地方裁判所 神本博雅判事補

佐賀地方裁判所 鵜池隆喜民事首席書記官

佐賀地方裁判所 川崎英之主任書記官

(3) 庶務

佐賀地方裁判所 田中幹彦

4 議事

全体協議（テーマ「民事裁判における合議充実の取組について」）

(1) 民事裁判における合議制について説明

説明担当者から、佐賀における民事裁判の概況を紹介し、合議制の概要や合議充実の取組について説明した。

(2) 意見交換

（文中、□は委員長，○は学識経験者委員，●は法曹資格を有する委員，
■は説明担当者等の発言）

○ 民事裁判の手続の流れの説明の中で、「紛争が起き、次に訴状の提出」とありましたが、以前私が仕事関係で民事の訴状を出そうとした時、裁判所に持って行ってなかなか受け付けてもらえませんでした。非常に専門性が高い書式になっているようで、最終的には代理人の弁護士に書いてもらってくださいと言われた経験があります。訴状の受付に関して裁判所の方で注意されていることがあれば伺いたいです。

■ 訴状の受付は、裁判長の訴状審査権に基づいて、裁判所書記官が受付事務をしています。その過程で、通常は出されたものは基本受け付けていますが、例えば、管轄が違っていたり、簡裁で扱うもの、地裁で扱うものなど色々ございますので、そういった場合には一旦お預かりすることもございます。

○ 平均審理期間が、平成19年が8.1ヶ月、平成26年が9.2ヶ月と説明いただきましたが、とても短いという印象を受けました。それは、私も商取引の上で民事訴訟を起こしたことがありまして、最終的には和解で終わったのですが、だいたい2年前後かかりました。私の知り合いでもビジネス上の民事訴訟は結構多いですが、こんなに短いものはあまり聞いたことがなかったです。先程の説明で過払金請求事件を除けば件数は横ばいという説明があったので、ひょっとしたら過払金請求事件も含まれているのかなと思いましたので、そのあたりをご説明ください。

■ この統計はおそらく過払金返還請求訴訟が含まれていると思います。過払金返還請求訴訟以外にも比較的早期に審理が終結するもの、例えば、極端に言えば被告側が争わなかった事件ですと、第1回ですぐに審理が終結するということもありますので、だいたいこのくらいの期間であると申し上げることは出来ないと思います。ただ、裁判所の問題意識としてはやはり国民の方々に裁判所を使っていただく上で、訴訟が長くかかるというのは当事者にとって絶対によろしくないことだろうなと理解しております。なるべくこれを短くしたいと思っております。今2年くらいかかったというご指摘もありましたが、もちろんその事案を把握してないので何とも言えないところですが、より短くしようということで、どの事件でも意を払っているところでございます。

□ ちなみにその事件は合議事件でしたでしょうか。

○ いえ、単独事件でした。ただ、4月をまたいだので、担当裁判官の方が転勤で途中で変わられたりして、最初から説明がまた振り出しに戻ったりしたので、そういうのもあったかとは思いますが。

□ それはよくご指摘いただく点で、裁判官は概ね3年に1度転勤をすることになっておりまして、やはり転勤になりますと新しく来て一から始めますので継続中の事件については全て記録を最初から読み直さなければいけないと

ということもございますので、その分少し長くなるということは、その通りだろうと思います。

- 佐賀地裁では、合議率が6%であったということですが、これは全国的な平均は出ているのでしょうか。問題の関心は、2年超の長期未済事件が解消の傾向にあるとのことですが、例えばこれが全国平均と比較して合議が少ないということであれば長期未済に反映してくるのかなと思ったのですが。
- 統計資料によると過払金を除く民事訴訟の合議率、既済事件の中で合議事件がどれくらいの割合かというのは、平成26年の統計が最新としてございますが、これが6%ということで、佐賀とほぼ同じという状況です。佐賀にある複雑な事件というのが、全国的に見て少なければ、合議率が少ない中で長期未済事件が減っているのではないかというご質問だったと思いますが、実際には全国的な合議事件の内容・割合というのと、佐賀での合議事件の内容・割合というのは、それほど変わらないのではないかと考えております。ご説明申し上げた趣旨としては、合議を強化していく中で、少し長期未済が解消してきていると言えるのではないかということでございます。
- もう一点質問がございます。合議は、裁判所の方で決められるわけですね。それは原告側の意見・意思というのは反映されるものなのか、全くそれとは別に、今までの案件に応じて合議にした方が良く、単独にした方が良くというふうに分けられる性質のものなのでしょうか。
- 合議事件にするのか、単独事件にするのかというのは、法律の建前は裁判所の方で職権をもって決めるということになっております。当事者の方からこの事件は難しい事件だから合議でやって下さいというものにはなっておりません。ご指摘いただいた通り、裁判所でこれまでやってきた事件の経験、当該事件の内容に応じて、これは合議体で審理するのが相当であろうということは部内で打合せをして決めるということになっております。
- 合議の際に特に注意されている点についてお伺いしたいのですが、右陪席

裁判官の場合はなるべく反対の論点で意見を言うということを仰っていたのですが、それ以外に右陪席裁判官が気を付けている点、また裁判長が気を付けている点を教えていただきたい。

■ 左陪席裁判官は主に合議事件の主任裁判官として仕事をしています。主任裁判官の役割は先程ご説明があったとおり、合議事件の評議すべき点をまとめ、専門的知見であったり、あるいは法令解釈が争点になっている事件であれば、その専門文献を収集してそれを合議に反映させるという役割を担っています。合議事件の主任裁判官として特に注意している点は、合議の中で評議すべき点は何なのか、その判断をするためにはどのような知見が必要なのかということについて考えまして合議を充実化させる、合議の土台となる資料を上手く収集することに力を注いでおります。それから合議の結果を上手く審理に反映させるということで、合議結果を必要に応じて合議メモに取り込むなど、審理を円滑に進められるよう努力しております。

■ 右陪席の役割ということで、先程反対意見を言うという少し刺激的なことを申し上げたのですが、それは反対側からの意見を言うことで議論を膨らませようということを意図したもので、実際にやっていることでございます。私の内心としては、裁判長と左陪席が話していることについて、それはそうだなと思うところでも、それについて反対の当事者からは反対の指摘がされているところなので、その立場に立って、ディベートのような形で議論の幅を広げることが、合議における右陪席の役割でもあると思っております。それから、そのような観点とは別に、やはり左陪席よりは経験もありますし、他の裁判所で勤務した経験、あるいは民事事件以外の種別での事件の経験もございますので、そうした観点からの考え方ですか知見というものについては、随時合議の中に反映させるように努力しているところです。裁判長は、合議の中で多種多様な意見も出ますので、その中でまとめ上げるというのも裁判長の手腕の見せ所であろうかと思いますし、陪席裁判官の立場

からすれば、裁判長の知見を聞きながら、なお意見を戦わせるというところで役割を果たされているのではないかと思います。

- 若干補足させていただきますと、事件としては単独でやるか合議でやるかのどちらかの二種類しかないのですが、裁判官の立場からしますと、右陪席裁判官は単独事件をたくさん持っています、それ以外に合議事件の右陪席をするという立場ですので、あまりたくさん合議事件の主任裁判官をするというのは物理的に難しい状況ですので、左陪席裁判官が多くの事件の主任を務めています。左陪席裁判官は、合議事件だけを担当しておりますので、合議事件の主任として、詳しい資料を集めたり、合議メモを作成したりしています。裁判長も単独事件を持っておりますけれども、合議事件をまとめていくというのが大きな仕事ですので、右陪席以上に合議事件に深く関わっていくというのが実際のところでございます。裁判というのは1件1件が手作業みたいなところがありまして、全部事件も違いますので、難しい事件になれば1人1人が持っているものを合わせてより良いものを作っていくとなると、1つ1つが1から出発してやっていくというところがございますので、難しいものについてはより手を掛けようというそんな発想でしょうか。
- お話を伺っていて、複雑化・多様化している事案を合議制で対応されているのだなということがよく分かったんですけども、昔から法曹界の方々が過重労働であるというイメージがあるのですが、合議制をとることによってより負担が増えているということはないのでしょうか。
- 合議制になって仕事の量が増えているのかというと、ある種増えている側面もないことはないと思います。例えば、1人でしていた事件を3人でするのはそれだけ裁判所の労力がかかっていると思いますので、否定はできないと思います。ただ、裁判所として危険だなと思うのは、本来3人できちんと審理をしなければならない事件を1人の裁判官でやっている、1人でやることによってパフォーマンスも薄れる場合があるかもしれないという

ことで、そこはきちんと合議にしなければならないと考えております。ただ、何でも合議にするということになると、裁判所としても人手が限られている中で、大量の事件を処理することはできないので、できないことはできないという中で必要な取組をしているというところが実情かなと思っております。

○ 合議制の3人の裁判官の方々は、それぞれ膨大な裁判資料を読み込むのは大変だと思うのですが、合議制の場合、例えば今まで一人で読み込んでいた資料を3部印刷して同時に読み込みをするのか、それぞれが持ち回りで読み込むことで時間がかかったりするのか、あるいはこの部分はあなたがというようにローテーションで読むような形で時間短縮するのか。合議制は、できるだけ短縮したり質の向上のために取り入れられているのですが、どういところで負担を軽くしたり工夫をされているのかお聞きしたいです。

■ 裁判所にある当該事件の記録は一冊だけですので、記録に当たって検討するとすると、誰か一人が使っていたら他の人は使えないという状態になるのですが、必要な資料については適宜コピーをとるなどして手元にはあるような状態にしてあります。先程分担してという趣旨のお話がありましたが、なかなかそういうふうには上手くいかない部分があって、判断に必要な部分については3人が同じだけの資料を読むことになります。また、主任裁判官はどの時点でも出ている書面をほぼ全て読んでいるという状況になっているので、他の裁判長、あるいは非主任裁判官は、主任裁判官が検討した結果を上手く利用しながらそれを手がかりにして必要な合議を進めているということが実情かと思えます。

□ 記録の読み方とか読んだものをいかに効率よく他の人に伝えるかということで合議メモを作成しているのですが、そのあたりの具体的な説明をお願いします。

■ 主任裁判官として工夫している点ですが、やはり記録は膨大ですので、その膨大な記録の中にはより重要な証拠ですとか、その周辺に関する証拠があ

り、重要度によって色々な区分があります。合議の中では、重要なものについてはコピーをとって一緒に検討したり、あるいは先程合議メモの話がありました。複雑な事案であれば時系列であったり図を利用して合議をメリハリあるものにするために色々工夫しております。

○ 合議のことなのですが、一つの事件について何度も合議を行うとご説明があり、評決に至ったことはないと言いましたが、それは3人の裁判官の意見が合うまで合議を重ねているということなののでしょうか。それはどれくらいの回数を重ねているものなののでしょうか。

■ 私の実感としては、最終的にはほぼ100%意見が一致してくるなと思っています。最初の意見と違うことはあるのですが、考え方にはそれぞれ根拠があり、その根拠をたどってみると自分が立っていた立場はちょっと弱いかなというところで、最終的には一致してくることが多いと思います。

自分がどうしても納得できないときは、納得できない理由について他の裁判官と話をするなどして、自分が納得できるまで議論するということが必要かと思っています。なので、それだけ合議には時間がかかる場合もあるということですけれども、例えば、前の日に何時間か議論して、自分の中でもう一回咀嚼して、翌日にもう一度議論を持ちかけるなどのかたちで日をまたぐということもあるかと思っています。それから、何度も合議を行うと申し上げたのは、やはり裁判の期日が何度もありますので、その期日の中で当事者から新しい主張が出てきて、その主張を検討しながら当事者が言っていることが正しそうかどうかというような形で合議することもあります。そういう審理の過程の中で3人の考えがどういうものなのかということを経々に形成していくという形になるかなと思います。

○ 民事となると、どちらかが不利益を被ったので訴えて、それに慰謝料を支払ってくださいとか、心の問題が出てくる時もあるんですね。学校とかになると。そういう時に被害を受けてる子供は何歳から訴えることが出来るの

か。やはり二十歳以上ということで、そうなると親御さん達が入ってきてなかなか複雑な問題が生じてきて、学校では判定が難しいところも出てきます。民事裁判の場合、不利益を被ってるかどうかをどういうところで判断をしていくのか教えていただきたい。いじめなどの場合です。

- 学校の中でのいじめの事件において、いじめられたとされている方がいじめた人を訴える場合に、どの程度傷付いたら訴えが認められるかということについて何か基準のようなものがあるのかというご質問でよろしいでしょうか。
- 大変難しい質問だと思います。まず、中学生や高校生であれば、自分が原告あるいは被告として、訴えるあるいは訴えられることはできると思います。そして、二十歳未満の方は親御さんが法定代理人になりますので、この方が親権者ということで代理をすることになるかと思います。その上で、学校の内いじめについて、彼のこういう行為によって傷ついたらと主張される場合に、裁判所として基準というのは一般的に説明することは難しいところかなと思います。裁判で認められる行為の内容ですとか、あるいはそれによって被った被害の大きさというものを色々な事情を踏まえながら判断していき、裁判で認められるに足るだけの行為だったといえれば、例えば損害賠償ということで認められることもあり得るのかなと思うのですが、そうした基準がないからこそ、一人で決めることはなかなか難しいということで、そうした事件については裁判官3人の意見や色々な経験なども寄せ集めながら、1件1件について、その事件での基準というものを決めていくというのが実情かなと思います。
- ということは、訴えた内容について、その被害の大きさを判断していくというような形になるのでしょうか。
- 学校生活の中のことであれば色々な人間関係の中で行われていることと思いますので、裁判で取り上げている行為がどういう行為として評価すべきな

のかというのは、それまでの経緯も当然関わってくると思います。もう一つ、このような事件で難しいのは、どういう事実が認定できるのかというのがなかなか難しいところがありまして、子供同士のことというのもありますし、何か客観的な証拠が残っている事件があるのかないのかによっても大きく違ってくると思いますので、その事実をどう認定するのかというところの難しさというのも、裁判所が抱えている悩みの一つかなと思っております。

□ いじめの事件を合議で扱うのは、やはり基準がはっきりしないところがあって、例えば物を壊した場合の損害賠償請求であればその物の時価、それが損害であると分かりやすいですし、怪我をさせたのであればその治療費ということで分かりやすいので、だんだんと標準化されてきました。心の問題、慰謝料の問題になりますとなかなか難しい。その元になる事実も難しいということで、合議をすることによって、より新しい問題については慎重に基準を作っていけるようにしているということになります。

○ 長期未済のことなのですが、全国的には右肩上がりで、佐賀ではここ2年は下がっているようなのですが、佐賀特有のことがあれば教えていただきたいです。

■ 全国的に長期未済が増えている原因、あるいは佐賀で昨今長期未済が解消している原因について、佐賀以外のことについては私がなかなか申し上げることはできないのですが、おそらく全国的に難しい事件が増えてきているのは事実じゃないかなと思っています。佐賀の方でそういう事件がある中で合議に力を入れて取り組んでいる事が解消に繋がっているのではないかと思います。

□ ちょうど減りだした平成27年、平成28年にかけて、今の佐賀地裁の民事部を構成している裁判官が赴任してきて、その段階で合議化している事件についても積極的に合議を充実させていこうということで、少しやり方を変えて積極的に取り組まれたんですよね。その成果が上がってきたということ

で、かなり合議には力を入れて、結果として少し下がってきて、今はもう少し下がっていますので、その効果があったと言えます。過払金などの複雑困難ではない単独事件は争点も比較的単純ですし、事実さえはっきりすれば結論は決まっているという事件が多いですので、余程のことがない限り2年を超えることはありませんが、いろんな争点を抱えていたり専門的な知識が必要な事件というのは、事実を解明するのもすごく大変ですし、それをどう評価していくのか、それを法的に評価するとどうなるのかの判断が非常に複雑になってくるので時間がかかります。それを一人でやっていると本当に時間がかかりますし、別の観点から見直してみることが非常にしにくいです。合議ですと3人いますので、敢えて言わなくてもそれぞれ考え方が違ったり、皆さん同じでも違う方向から光を当ててみることによってより事案がはっきりしてきますので、それによって早く解決するとともに中身についてもより解明が進んでいくというふうに実感しています。

○ 裁判の手の続の流れの中で和解の勧告・和解成立・不成立という流れがあり、不成立であればまた証拠調べ等に戻って最終的に判決の言い渡しということですが、和解というプロセスは必ず民事の場合は一旦考えなければいけないプロセスになっているのかということと、全国的なレベルでもよろしいですが、和解という形で成立するものと最終的には判決という形で言い渡しをされるものとの割合がどうなっているのかを教えてください。

■ 裁判所として、全ての事件と断言することはできませんが、多くの事件では民事裁判を審理していく中で、一定の段階で和解について当事者にご検討いただくことは多いと思います。やはり和解によって終局的に当該紛争について終えることができるということは当事者にとってもメリットが大きいことだと思いますし、実際にも早期に紛争を終えられるということにメリットはあるかと思います。審理の早期の段階で和解についてご検討いただく場合もありますし、証拠調べが終わった後、いわば審理がほぼ終わった頃に最終

的な段階で問いかけることもあります。実際に和解で終わる事件は相当数あると思っております。統計的なものは持ち合わせておりませんが、決して少ない割合ではないということでご容赦いただきたいと思えます。

□ 法曹の方がいらっしゃいますが、法曹の立場から何かご意見はございませんでしょうか。

● 佐賀地検の検察官の者です。検察官というのは民事の事件ではなくていわゆる刑事事件で、何かの犯罪というものが発生した場合に、誰が何をしたのかということを検査を行いまして、その結果ある人が犯罪というふうに評価できる行為をしたと明らかになった場合に、その人に対して刑事処罰を求める必要がある場合に、裁判という手続きを行っていくという仕事をしております。基本的に民事裁判に検察官が関わることはございません。ただ、事件の被害者の方々というのは、怪我をされたりすることもありますし、いじめなど精神的なところで被害を受けられる方もいらっしゃいますし、また亡くなるという結果が生じる場合もございます。そういう意味では、賠償の関係とは切っても切れないような関係にはあるかと思えます。刑事事件を通してこのあたりは考えたり感じたりするところがありますが、被害者の方が民事的なところで被害回復をしようということになると、基本的にはご自身で民事裁判での賠償関係の手続きを行っていくこととなります。罪名によっては、損害賠償命令制度というものがございまして、刑事事件に引き続いてその刑事事件で取り調べられた証拠に基づいて、刑事事件を担当した裁判官が引き続いて損害賠償的なところを判断することが出来るものもあります。ただ、限定されておまして、全てのものについてそういうことが出来るというわけではございません。そういう意味では、例えば被疑者と同様に、国選の被害者の弁護士の制度のようなものが出来れば、もともと被害を受けているところ、その被害回復をもう少しやりやすくなるような手立てというものを社会的に考えていければ良いのかなと、刑事事件を担当していて感じてい

るところでございます。

- 裁判所の中からすると、事件の処理をするにあたって事件について皆で話し合っただけそれぞれの経験を踏まえて色々なことを考えていけるのは合議の良いところかなと思います。その中で、左陪席の方には力仕事の役割を担ってもらうことで事件の進行が捗っていくのかなと。単独で色々な事件を持ちながらですとどうしても時間がかかってしまう面がありますが、合議化することで進行が捗ることがあるのかなというふうに思いました。

- 予定の時間が参りましたので、協議は終了させていただきたいと思います。本日は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

5 次回の予定

(1) 日程

平成29年11月20日（月）午後1時30分から（地裁委員会，家裁委員会合同開催）

(2) 意見交換テーマ

「裁判所の広報活動について」（仮題）